

第二十五回港湾環境整備負担金部会

平成十七年十二月二十日（火）

於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十六

一 開 会

二 諮問事項の審議

・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者

学識経験者

(社)日本港湾協会理事 川嶋康宏

前・(財)東京動物園協会常任理事 山田元一

港湾・海上公園関係者

東京倉庫協会会長 田川英明

東京港定航船主会会長 犬塚研哉

東京港港湾労働組合協議会副議長 都澤秀征

代(古口事務局次長)

関係行政機関の職員

関東地方整備局長 門松武

代(坂本事業計画官)

関東運輸局次長 辻一郎

東京海上保安部長 西口政文

東京都職員

海上公園課長 大塚

港湾経営部長 新田

監理課長 進士

企画課長 浜

開 会 （午後四時三十四分）

浜企画課長 それではただいまから第二十五回
港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。
きます。

委員の皆様には審議会に続きましてお疲れの
ところ大変恐縮でございますが、よろしくお願
いいたします。

本日の委員の皆様方の出席状況をご報告申し
上げます。ただいま代理出席の方を含めまして、
八名の委員の方にご出席いただいております
ので、定足数を超過しております。

なお、本部会は公開とさせていただいており
ます。

次に、お手元にお配りしております資料につ
きましてご確認させていただきます。まず初め
に「会議次第」でございます。それから、この
東京都港湾審議会港湾環境整備負担金部会の
委員の皆様の名簿でございます。それから、本
日の諮問書（写）をお配りしております。続
きまして、資料の1といたしまして、「港湾環
境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」
でございます。資料2が「港湾環境整備負担金
対象工事指定に関する附属資料」でございます。
資料3が負担割合の一覧表でございます。資料
4が平成十六年度・十七年度事業費等の比較表

でございます。

それから、冊子を二冊お配りしております。
「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」緑色の冊子。それから薄オレンジ色の冊子で「港湾環境整備負担金制度について」という冊子でございます。

最後に本日の座席表をお配りしてございます。

以上おそろいでございますでしょうか。

それでは、議事進行につきましては川嶋部長どうぞよろしくお願いいたします。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（案）

川嶋部会長 それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。港湾環境整備負担金にかかわる負担対象工事の指定（案）について事務局から説明をお願いします。

新田港湾経営部長 港湾経営部長の新田でございます。

私のほうからご説明申し上げます。恐縮でございますが、座ってご説明申し上げます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、皆様ご案内のとおりと存じますが、制度の概要に

つきまして簡単にご説明を最初に申し上げたいと思います。

この制度は臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられます方々に港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をちょうだいするものでございます。

昭和四十八年の港湾法の改正によりまして導入された制度でございまして、東京都におきましては、この資料で配付させていただいておりますが、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。本日ご審議いただきます平成十七年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は五千十三万余円。また負担対象事業者は七十五社でございます。

それでは、資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料1、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」につきまして、ご説明申し上げます。ごらんいただきたいと存じます。

お手数ですが、三枚目の「負担対象工事の指定について」の表をお開きいただきたいと存じます。

表の最上段にございます。「工事の種類」からの「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の合計面積」までの八項目ごとに順次内容についてご説明申し上げます。から までの各項目でございますが、知事が負担対象工事を指定する場合に条例に基づいて告示すべき事項と定められておる事項でございます。

まず の欄の「工事の種類」でございますが、1の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は港湾法第二条に定められております海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境の整備を行うものでございます。

2は、「港湾環境整備施設の維持工事」、3は「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

の欄でございますが、「工事の名称」でございます。1の建設または改良の工事は、城南島海浜公園の整備工事と暁ふ頭公園及び新木場公園の改修工事でございます。2の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。3は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

次に、でございますが、それぞれの「工事の実施された場所」をお示ししております。

の欄は「工事の完了した日」、 の欄はそれ

それぞれの工事に要した平成十六年度の費用でござい
ます。

続きまして、 の欄でございますが、「負担区
域」でございます。ここにつきましては、1の
建設または改良の工事及び2の維持工事につ
きましては、陸域の臨港地区が負担区域となっ
ており、3の水面清掃工事につきましては、こ
の臨港地区に加えまして、水域の港湾区域が負
担区域となっております。

なお、実際に負担をいただく事業者の方々に
つきましては、東京都港湾環境整備負担金条例
第三条に基づきまして、この負担区域内で事業
を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地
面積が一万平方米メートル以上の方々となつて
ございます。

続きまして、 の欄でございますが、それぞ
れの工事に要した費用に対する負担の割合で
ございます。今年度の負担割合につきましては、
昨年度と同様となっております。また、その内
容につきましては、資料3に記載しております
ので、後ほどご説明をさせていただきたいと存
じます。

最後に の欄でございますが、「当該工事に係
る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の
合計面積」でございます。この面積が負担金
算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案につきまして、概略をご説明申し上げます。詳細につきましては、続きまして資料2で補足説明させていただきたいと存じます。

恐れ入ります。資料2のページをお開きいただきたいと思います。負担金の負担区域を示したものでございます。負担区域は東京港湾区域及び臨港地区でございます。図の右側の表の上段にお示ししてございますとおり、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。面積は五千四百四十二・三ヘクタールでございます。また、赤い線で囲まれております陸域部分、ここが臨港地区でございます。面積は千四十五・六ヘクタールでございます。

また、中段の表でございますが、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございます。それぞれ施行箇所を图示してございます。青色の表示が港湾環境整備施設の建設改良工事の実施箇所でございます。が暁ふ頭公園、が城南島海浜公園、が新木場公園で計三カ所となっております。この三カ所の公園と緑色で表示しております。からの公園を合わせました十公園を維持工事の対象としております。公園の名称及び面積は下段の表に記載してございますので、ごらんいただきたい

と存じます。

続きまして、2ページでございますが、「平成十七年度港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきましてご説明を申し上げます。まず、建設改良工事につきましては、A欄の事業費が一億六千七百八十一万余円に對しまして、記載の計算式によりF欄の負担額が五百八十六万余円となっております。同様に維持工事につきましては、事業費が一億五千五百三十二万余円に對しまして、負担額が二千百六十二万余円、水面清掃につきましては、事業費二億三千五百一万余円に對し、負担額が二千二百六十四万余円となりまして、合計額は事業費五億五千八百十五万余円に對しまして、負担額は五千十三万余円でございます。

下段の表につきましては、Aの欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。またDの欄に、分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございます。次の三ページから五ページまででございますが、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。ごらんいただければと存じます。

続きまして、次に六ページをごらんいただき

たいと存じます。六ページから八ページまででございますが、緑地の建設改良工事が行われまして三カ所の公園の概略図でございます。

まず六ページでございますが、城南島海浜公園の概略図となっております。工事の内容は、緑の点線で囲われております園路、植栽、それと休養施設等の整備、それと赤の点線で表示しておりますフェンスの設置工事等、記載のとおりでございます。

次に七ページをおめくりいただきたいと存じます。暁ふ頭公園の概略図でございます。工事の内容は緑の点線で表示しております護岸背面空洞調査とオレンジ色で表示しております護岸背面の陥没に伴う復旧工事でございます。

次に八ページをごらんいただきたいと存じます。新木場公園の概略図となっております。工事の内容は、暁ふ頭公園と同様に緑の点線で表示しております護岸背面空洞調査でございます。

次に九ページをごらんいただきたいと存じます。維持工事の対象となっております十カ所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。平成十六年四月二十八日に城南島海浜公園の一部が追加開園したことによりまして、昨年に比べまして一万千六百五十九平米の増加となっております、管理面積

の合計は二十六万六千七百四十六平米となっております。

続きまして、資料の3をごらんいただきたいと存じます。負担割合一覧表でございます。負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じ、種別化を行いまして、設定させていただいております。

次に、資料の4をごらんいただきたいと存じます。この表は参考までに平成十六年度と平成十七年度の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに上段が平成十七年度、中段が平成十六年度、下段が増減を記載しております。それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。そのうち事業者の方々にご負担いただく額といたしましては、昨年度と比べまして、百四十三万余円減の五千十三万余円になっております。

以上をもちまして、甚だ簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

川嶋部会長 ありがとうございます。ただいま事務局から諮問事項について説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

川嶋部会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。特にご意見がないようでございますので、港湾環境整備負担金にかかわる負担対象工事の指定につきましては、原案どおりとする旨、決議いたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川嶋部会長 ありがとうございます。異議なしのことでございますので、原案を適当とする旨、決議することといたします。

以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと存じます。

なお、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過は次回に開催されます東京都港湾審議会において私のほうから報告をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局からごあいさつを申し上げます。事務局から申し上げますので、どうぞよろしく願います。

新田港湾経営部長 本日は大変お忙しい中、港湾審議会での審議に引き続きまして、本負担金部会にご出席をいただき、ご審議を賜りましてまことにありがとうございます。

ただいま、諮問案につきまして原案を適当とする旨のご決定をちょうだいいたしました。東

京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得ながら、港湾環境整備負担金制度を適切に運用し、港湾環境の保全に一層の努力を重ねてまいりる覚悟でございますので、今後とも皆様のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございますございました。

川嶋部会長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。

ご協力どうもありがとうございました。

閉 会 （午後四時五十分）

了